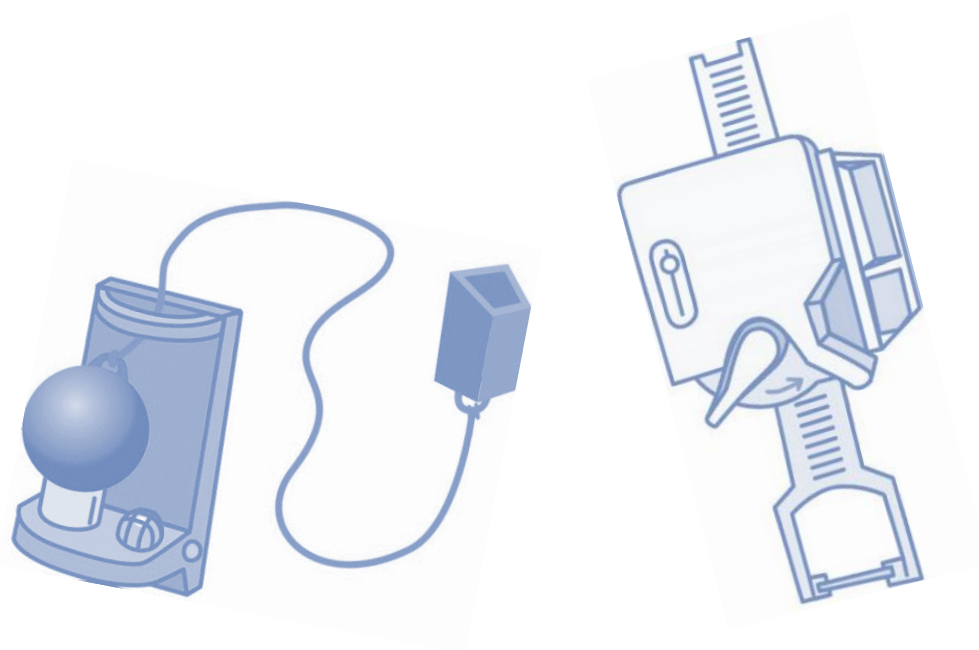


西区感震ブレーカー簡易タイプ設置促進事業

# 補助金交付の手引き



令和5年4月 西区総務課

# 目次

1	制度の概要	3
2	対象となる感震ブレーカー簡易タイプ	3
3	補助対象地域	6
4	補助金の額	7
5	交付申請から補助金支給までの流れ（補助金交付後の設置）	8
6	交付申請から補助金支給までの流れ（設置後の補助金交付）	10
7	注意事項(財産処分の制限、保管期限、保守管理、書類の閲覧等)	12

## 1 制度の概要

感震ブレーカーは、一定の震度以上の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する器具です。通電したままの電熱器具が倒れることによる出火、または電気復旧時に断線した電気コードがショートすることによる出火を防ぐための器具で、大規模地震の発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置の普及を図ることで、出火率の低減を図ります。

西区では、この感震ブレーカーのうち「簡易タイプ」と呼ばれる、比較的取り付けや操作が簡易的なものの購入金額に対する補助を行い、感震ブレーカーの設置促進を進めています。

自治会町内会単位で申し込みをして頂き、その購入にかかる経費の10分の9（1個あたり最大5,000円）を西区役所で補助します。世帯数の要件はありません。まずは、設置のできるご家庭からお申込みいただき、徐々に設置家庭の増加をはかっていきたいと考えています。

## 2 対象となる感震ブレーカー簡易タイプ

補助事業の対象となる感震ブレーカー簡易タイプは、内閣府「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」で定める感震ブレーカー簡易タイプの性能評価に基づいて、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有している感震ブレーカー簡易タイプです。この「認証を有している感震ブレーカー簡易タイプ」には、次の「推奨マーク」が付いています。購入は、ホームセンターや家電量販店等でお求めください。（取り扱っているかどうか、事前に電話等で確認してください。）



一般社団法人日本消防設備安全センターの認証マーク

## 【補助の対象となる感震ブレーカー（簡易タイプ）】

### 1 おもり玉式

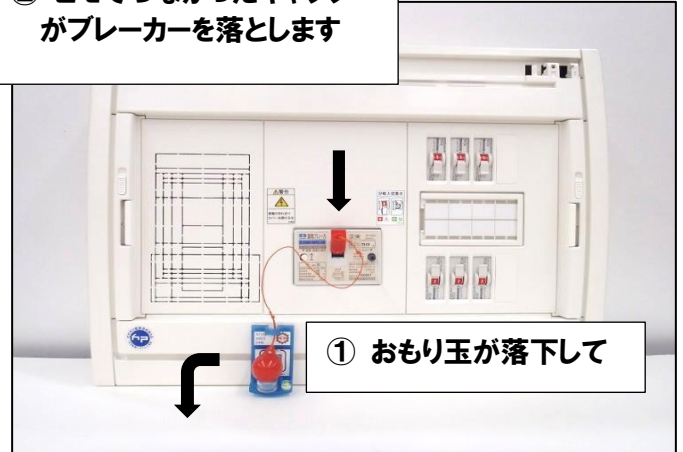
#### ・スイッチ断ボールⅢ

(株)エヌ・アイ・ピー)

メーカー価格 3,300 円（消費税込）  
器具在中の両面テープで分電盤に貼  
付けます。



② ヒモでつながったキャップ  
がブレーカーを落とします



① おもり玉が落下して

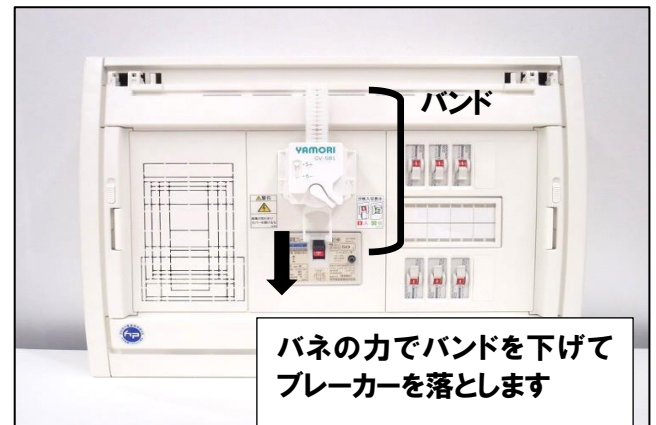
### 2 バネ式

#### ・感震ブレーカーアダプター「ヤモリ」

(株)リンテック 2 1)

オープン価格（約4千円）  
器具在中の両面テープで  
分電盤に貼付けます。

※「ヤモリ・デ・セット」  
「パワーヤモリセット」も  
補助対象商品



バネの力でバンドを下げて  
ブレーカーを落とします

#### ・まもれーる・感震くん

(株)TERADA)

オープン価格（約4千円）  
器具在中の両面テープで分電盤に貼付けます。

※「まもれーる・感震くんとフタしまーるくんセット」も補助対象商品

### 3 電池式

#### ・ピオマ

(株)生方製作所)

メーカー価格 10,780 円（消費税込）  
器具在中の両面テープ又はアン  
カーボルトで貼付けます。



ライト点灯

震度5強相当以上の  
地震感知した3分  
後に遮断

#### 4 コンセント差込み（漏電ブレーカーであることが条件）

##### ・**震太郎**

(大和電器(株))

オープン価格（約1万3千円）

アース線を接続しコンセントに差し込む方法又はアース付のコンセントに取り付けます。



##### ・**地震みはりロボ**

(デスマイーターナショナル(株))

オープン価格（約2万円～2万5千円）

壁に本体をビスで固定し、アース線とプラグをコンセントに取り付けます。



##### ・**ki 感震センサー**

(ケー・アイ技術株式会社)

メーカー価格

【アース線タイプ：5,940円】

【3端子タイプ：6,300円】

壁に本体をビスで固定し、アース線、または端子をアース付きコンセントに取り付けます。



##### ・**一発遮断**

(多摩岡産業株式会社)

参考価格（約8,000円～9,000円）

壁に本体をビスで固定し、アース線とプラグをコンセントに取り付けます。



※御案内している製品は、分電盤の種類によっては設置できないことがあります。各製品の詳細仕様や設置可否等は、各メーカーへお問い合わせください。

※価格は販売店により異なりますので、各販売店へ御確認ください。



## 4 補助金の額

対象となる感震ブレーカー簡易タイプの「購入費用の10分の9」を補助します。ただし、100円未満は切り捨て、1個あたりの補助額は5,000円を上限とします。

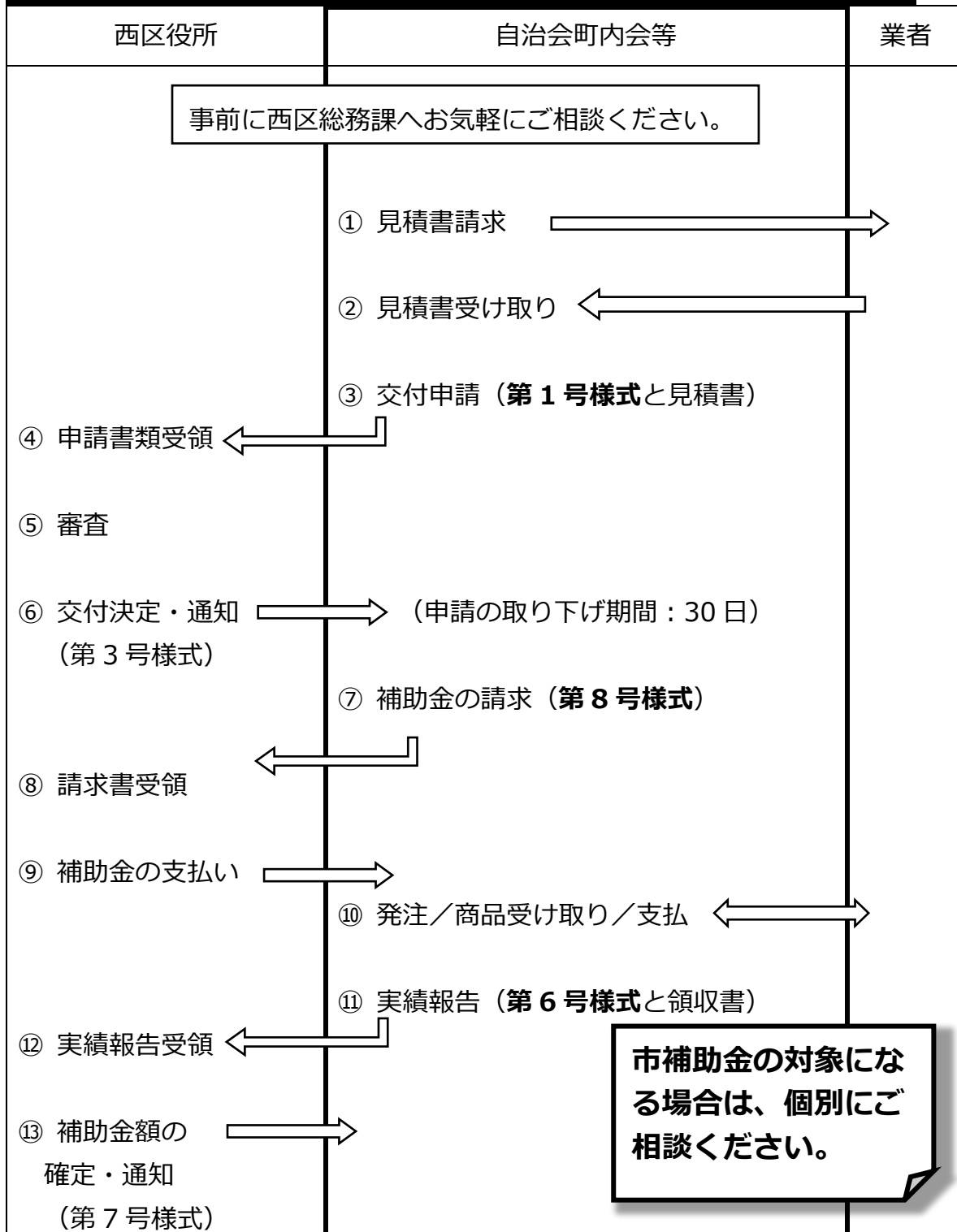
複数の製品を組み合わせての申請も可能ですので、その際にご相談ください。

また、当該補助金は横浜市総務局地域防災課の「感震ブレーカー等設置推進事業補助金」(以下、「市補助金」)の制度を併用できます。この場合補助金額は、市補助金と区補助金の合計で10分の9の補助割合となるよう、計算します。

### 参考) 市補助金制度の概要

制度内容	感震ブレーカーの購入・設置にかかる費用の約2分の1を補助します。(ただし、器具1個あたりの上限額を2,000円とします。)
対象地域	「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域 ※西区においては6ページのグレー部分
対象者	「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域を区域に含む自治会町内会、マンション管理組合
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」※4～5ページ掲載製品
要件	加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること
件数	800個(先着順)

## 5 交付申請から補助金交付までの流れ パターン1（補助金交付後の設置）



感震ブレーカー簡易タイプを購入する業者については、各自で家電量販店やホームセンター等にお問い合わせください。



## 【交付申請】（流れ①～③） 申請期間：令和5年4月3日～令和6年1月31日

- 1 購入製品と個数が決まったら、まずは家電量販店やホームセンター等に問い合わせ、「対象となる感震ブレーカー簡易タイプ」に掲載されている商品を取り扱っているか確認してください。（本紙4・5ページ）
- 2 取扱いのある店舗に、「見積書」を作成してもらいます。
- 3 「**補助金交付申請書（第1号様式）**」に、必要事項を全て記入し、受け取った「見積書」を添付して、西区役所総務課庶務係（区役所4階51番窓口）にご提出ください。  
なお、申請書を含む各種様式は、区役所HPからダウンロードできるほか区役所窓口にご用意しています。記入方法がわからない場合、見積書をお持ちのうえ、窓口までお越しいただいても結構です。

## 【交付決定の通知】（流れ④～⑥）

- 1 提出いただいた「補助金交付申請書」と「見積書」を審査し、交付するかどうかを区役所が決定します。
  - 2 交付する場合は、「補助金交付決定通知書（第3号様式）」をお渡しします。
  - 3 何らかの理由で交付決定ができない場合は、「補助金不交付決定通知書（第5号様式）」をお渡します。
- ※ 本パターンで申請いただく場合は、交付決定通知をお渡しする前に製品を購入しないでください。

## 【申請の取り下げについて】

「補助金交付決定通知書（第3号様式）」を受け取った後に、感震ブレーカー簡易タイプの購入を中止することになった場合、この「通知書」が交付された日（通知書に記載のある年月日）から30日以内に、西区総務課庶務係までご報告ください。  
中止のご報告がない場合は、原則として購入していただくこととなります。

## 【補助金交付の請求】（流れ⑦）

西区役所から、「補助金交付決定通知書（第3号様式）」による通知があった後、速やかに「補助金請求書（第8号様式）」に必要事項を記入のうえ、西区総務課地域防災担当までご提出ください。

- ※ 「補助金請求書」に記載のある振込先金融機関の口座あてに入金させていただきます。
- ※ 申請者と口座名義人が同一の場合は請求者印を省略できます。
- ※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、「補助金交付請求書（第8号様式）」の所定欄に、委任者代表者氏名（申請者名と同じ）をご記入のうえ、各書類に押してある印と同じ印鑑を御捺印ください。

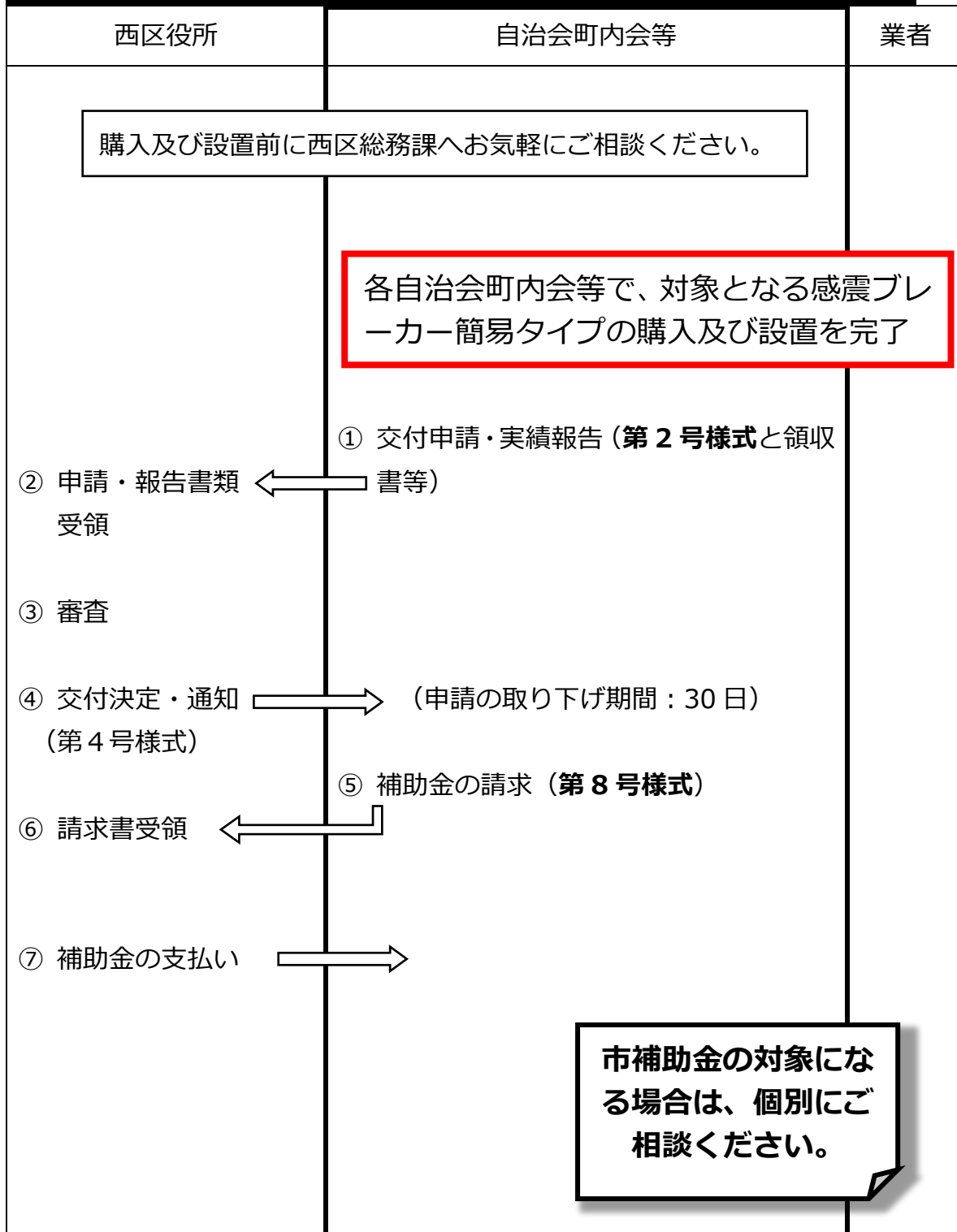
## 【実績報告書の提出】（流れ⑩～⑪）

商品を発注いただき、納品されたら、速やかに「補助金実績報告書（第6号様式）」に必要事項を記入し、業者から発行された「領収書」の写しを添えて、西区総務課地域防災担当まで提出してください。

## 【補助金額の確定】（流れ⑫～⑬）

- 1 西区役所で、提出いただいた「補助金実績報告書（第6号様式）」と関係書類を元に、業者からの購入と業者への支払いが正しく行われたかを確認します。
- 2 確認ができれば、「補助金確定通知書（第7号様式）」を通知します。これは、今回の事業で、西区役所から自治会町内会に支払う額が確定した旨を通知するものです。

## 6 交付申請から補助金交付までの流れ パターン2（設置後の補助金交付）



感震ブレーカー簡易タイプを購入する業者については、各自で家電量販店やホームセンター等にお問い合わせください。

## 【交付申請の前段】

各自治会町内会等で、「対象となる感震ブレーカー簡易タイプ」（本紙4・5ページ）に掲載されている商品の購入及び設置を完了させます。

※領収書を受領のうえ、保管してください。

## 【交付申請】（流れ①） 申請期間：令和5年4月3日～令和6年1月31日

「補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）」に、必要事項を全て記入し、購入及び設置完了機器の「領収書等」を添付して、西区役所総務課庶務係（区役所4階51番窓口）にご提出ください。

なお、申請書を含む各種様式は、区役所HPからダウンロードできるほか区役所窓口にご用意しています。記入方法がわからない場合、領収書等をお持ちのうえ、窓口までお越してください。

## 【交付決定の通知】（流れ②～④）

- 1 提出いただいた「補助金交付申請書兼実績報告書」と「領収書等」を審査し、交付するかどうかを区役所が決定します。
- 2 交付する場合は、「補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）」をお渡しします。
- 3 何らかの理由で交付決定ができない場合は、「補助金不交付決定通知書（第5号様式）」をお渡します。

## 【申請の取り下げについて】

「補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）」を受け取った後に、感震ブレーカー簡易タイプの補助金申請を中止することになった場合、この「通知書」が交付された日（通知書に記載のある年月日）から30日以内に、西区総務課庶務係までご報告ください。

## 【補助金交付の請求】（流れ⑤）

西区役所から、「補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）」による通知があった後、速やかに「補助金交付請求書（第8号様式）」に必要事項を記入のうえ、西区総務課地域防災担当までご提出ください。

- ※ 「補助金交付請求書（第8号様式）」に記載のある振込先金融機関の口座あてに入金させていただきます。
- ※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、「補助金交付請求書（第8号様式）」の所定欄に、委任者代表者氏名（申請者名と同じ）をご記入のうえ、印鑑を御捺印ください。

## 7 注意事項

### 【財産処分の制限】

この事業で購入した感震ブレーカー簡易タイプの処分については、「横浜市補助金規則」第25条等の規定により、購入後8年間は処分することが出来ません。ただし、8年以内に故障や破損した際は、この限りではありません。

### 【関係書類の保管期限】

この事業に関する関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書、各様式等）は、「横浜市補助金規則」第26条の規定により西区長が定めた10年間の保管が必要です。

手続きのあった年の翌年から10年間は処分せずに、大切に保管しておいてください。

### 【保守管理】

この事業で購入した感震ブレーカー簡易タイプの保守管理は、原則として購入した方が行ってください。使用途中での破損等についても、購入した方が直接、購入した業者やメーカーとやり取りしてください。

## 【書類の閲覧】

補助金の交付を受けた場合、横浜市市民活動推進条例第 12 条第 4 項の規定により、この事業の関係書類を、一般の方からの求めに応じて閲覧させなければなりません。この事業の要綱で、この書類の閲覧について規定しています。

市民の方から、書類の閲覧についてご要望があった場合は、まずは西区役所総務課地域防災担当までご相談ください。

### 【書類の閲覧に関する時間及び場所】

	自治会町内会等	西区役所
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書の代表の方のお住いの家等</li><li>・または、指定する場所</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・西区役所総務課 (4 階 51 番窓口)</li></ul>
閲覧時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書の代表の方が指定する時間</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・西区役所の事務取扱時間</li></ul>
閲覧期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 1 号様式及び添付書類</li><li>・第 2 号様式、第 3 号様式</li><li>・第 4 号様式及び添付書類</li><li>・第 5 号様式</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>交付を受けた日から 2 年間</li><li>交付を受けた日から 2 年間</li><li>書類提出後 2 年間</li><li>額が確定した日から 2 年間</li></ul>

## 【その他】

この事業で交付する補助金は、他の事業に流用しないでください。